

奈良県耐震改修促進計画

【概要版】

平成28年3月

奈良県

【計画策定の目的】

- ◆本県において、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産の保護を図るため、県・市町村及び建築関係団体等が連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を推進するための基本的な枠組みを定めることを目的とします。

【計画の期間】

- ◆計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年とします。

【計画改定の趣旨】

- ◆平成19年に策定した奈良県耐震改修促進計画が平成27年度をもって終了することになります。また、平成23年3月に発生した東日本大震災などを背景に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震改修促進法が改正されました。
- ◆本県においても、引き続き、地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、平成25年の法改正等の国の動向と整合を図るため、計画を改定します。
- ◆なお、計画の改定にあたっては、「耐震改修促進法」と「国の基本方針」に基づく他、「奈良県国土強靱化地域計画」「奈良県地域防災計画」を上位計画とし、住宅については「奈良県住生活基本計画」との連携を図るものとします。

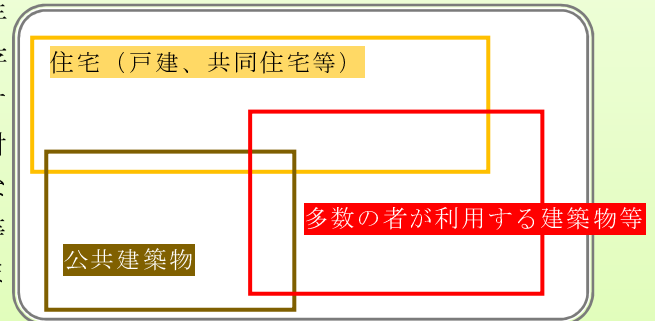
【耐震化の促進を図る建築物】

- ◆阪神・淡路大震災や新潟県中越地震において、特に、昭和56年以前に建築された古い建築物の被害が顕著に見られたことを踏まえ、本計画の重点対象建築物を昭和56年6月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で、住宅、多数の者が利用する建築物及び公共建築物を対象とします。

- ◆また、これら重点対象建築物のほか、昭和56年6月以降に建築された建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物についても本計画の対象にするとともに、地震時の建築物の総合的な安全対策を図るため、次に掲げる建築設備、工作物なども本計画の対象に加え、県内全域の建築物等の地震に対する安全性の向上を図ることとします。

- 居住空間内の安全対策
- エレベーター、エスカレーターの耐震対策
- 工作物等の安全対策
- 大規模空間の天井崩落対策など

昭和56年5月31日以前に着工された既存建築物



多数の者が利用する建築物等

1. 多数の者が利用する建築物（一定のもの）
2. 危険物の貯蔵場又は処理場（一定のもの）
3. 緊急輸送路等の避難路沿道建築物

【既存建築物の耐震化の状況】

◆住宅の耐震化状況

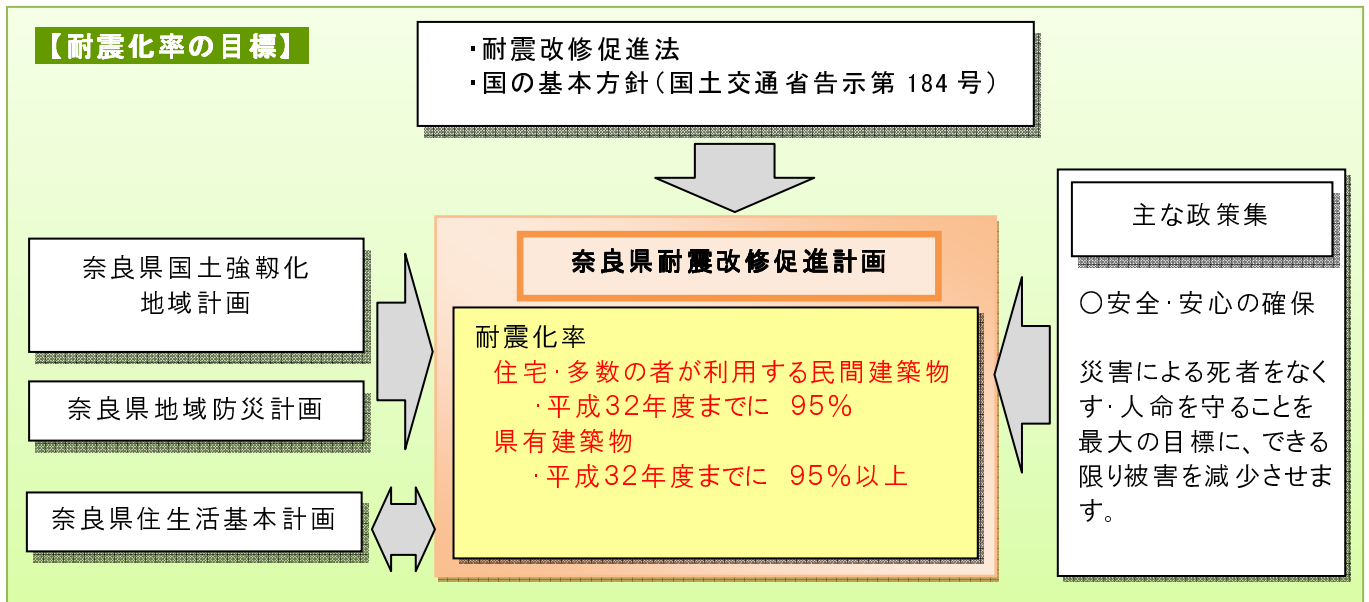
- ・住宅・土地統計調査等により県内の平成27年の住宅総戸数を推計すると約53万4千戸あり、耐震化率は約79%で耐震性が不十分と考えられるのは約11万3千戸と推計されます。

◆多数の者が利用する民間建築物の耐震化状況

- ・多数の者が利用する建築物は約3200棟あり、耐震化率は約87%で耐震性が不十分と考えられるのは約420棟と推計されます。

◆県有建築物の耐震化状況

- ・県有建築物の耐震改修プログラムで耐震対策の対象建築物とされる建築物は合計1,892棟あり、耐震化率は87%で耐震性が不十分な建築物は246棟あります。



- 【建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策】**
- ◆ **基本的な取組方針**
 - 住宅・建築物の所有者等や県、市町村の役割に応じた耐震化への努力
 - 奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会の活用
 - ◆ **耐震診断・改修を行うことができる環境整備**
 - 相談体制の整備
 - 耐震診断技術者の育成・登録
 - 耐震セミナー、県政出前トークの開催
 - ◆ **耐震診断・改修等促進を図るための補助制度などの支援策**
 - ◆ **住宅の耐震化施策の強化**
 - 旧耐震基準以前に開発された住宅団地への集中的な啓発
 - 伝統的木造住宅に適した耐震改修等の普及・啓発
 - 建築関係団体等との連携によるワンストップサービスの検討
 - 高齢者世帯への啓発及び知識の普及
 - ◆ **耐震診断が義務化された「不特定多数の者が利用する大規模建築物等」の耐震化促進**
 - ◆ **防災拠点建築物の耐震診断義務化建築物指定に向けた取り組み**
 - ◆ **「地震発生時に通行を確保すべき道路」について耐震診断義務化建築物を指定する道路についての検討**

- 【建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及】**
- ◆パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催
 - ◆耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実
 - ◆リフォームにあわせた耐震改修の誘導
 - ◆建築物の建替えの促進
 - ◆地震保険加入によるメリットの普及・啓発
 - ◆地震防災マップの活用
 - ◆自主防災組織・町内会等との連携
 - ◆学校(園)における地震防災教育の推進

- 【その他の取り組み】**
- ◆ **地震時の建築物の総合的な安全対策**
 - 居住空間内の安全対策
 - エレベーター等の耐震対策
 - 大規模空間の天井崩落対策 等
 - ◆ **法に基づく指導・勧告等の実施**



お問い合わせ先

奈良県 県土マネジメント部まちづくり推進局建築課建築審査係

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

TEL : 0742-27-7561

FAX : 0742-27-7790